

【認可外保育施設】**0～2歳児クラス・非課税世帯****0～2歳児クラス課税世帯の第二子以降****3～5歳児クラス 用****令和7年8月27日一部変更****認可外保育施設等の幼児教育・保育の無償化の助成金拡充について**

墨田区では、**保護者**の負担軽減のため、令和7年9月から**認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設**に在籍する**児童**の無償化の助成金を以下のとおり拡充しますので、ご確認ください。

■ 拡充内容**1 認可外保育施設の助成上限額一覧**

区分	認定	住民税	対象	R7年8月までの 助成額（月額）	R7年9月からの 助成額（月額）
0～2歳児 クラス	施設等利用 給付認定	非課税	第一子	42,000円	80,000円
			第二子以降	67,000円	80,000円
	教育・保育 給付認定	課税	第一子	—	80,000円
			第二子以降	27,000円	80,000円
3～5歳児 クラス	施設等利用 給付認定	要件なし	第一子	37,000円	77,000円
			第二子以降	57,000円	77,000円

※ 年齢は、当該年度の4月1日時点になります。

2 適用日

令和7年9月分から適用になります。

3 手続き等

0～2歳児クラスの課税世帯の方については、別途配布するご案内を必ずご確認ください。

既に施設等利用給付認定又は教育・保育給付認定を受けている方は、本改正に伴う特別な手続き等はありません。該当の方で対象施設を利用している場合は、施設等利用費の請求後、助成金のお支払い時に拡充後の上限額が適用されます。

認定を受けていない方は助成の対象になりませんので、認定申請を行ってください。

手続き等詳細は、右記 QR コードからご確認ください。

① [墨田区役所トップページ → (下部) 区政情報・区議会欄のオンラインサービス → 申請書ダウンロード → 子育て支援関係申請書 → 幼児教育・保育無償化に関する申請書]

①施設等利用給付認定



② [墨田区役所トップページ → (下部) 区政情報・区議会欄のオンラインサービス → 申請書ダウンロード → 子育て支援関係申請書 → 幼児教育・保育無償化に関する申請書]

②教育・保育給付認定

**■ 拡充部分の対象施設について**

次の全ての要件を満たす認可外保育施設が対象になります。

- ① 認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること。
- ② 施設が所在する区市町村から無償化対象施設として「確認」を受けていること。

※ 上記は利用する施設に直接確認するか、以下でご確認ください。

- ①は、都内の場合は右の東京都の QR コードを（ただし、児童相談所設置区（文京区、港区、世田谷区、品川区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区、八王子市）については、各自自治体にお問合せください。）
- ②は所在する区市町村（墨田区内の施設は右の墨田区の QR コード）にご確認ください。



東京都
証明書
交付施設



墨田区
確認施設